

議案第 9 4 号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 9 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に、「支払日前 7 日」を「支払日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第 6 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。